

「いわて三ツ星^{***}eco マナーアクション」アイコン使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「いわて三ツ星^{***}eco マナーアクション」において活用する岩手県3R推進キャラクター「エコロル」のアイコンの使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) アイコン 「エコロル」のイラストに「ごみのポイ捨てや不法投棄をしない」、「レジ袋などの使い捨てプラスチックの使用を控える」、「食事は楽しく・おいしく・残さず食べる」等廃棄物の3Rを推進するための行動やマナーを呼びかけるメッセージが表記されたもの
- (2) 物品 アイコンを使用した商品、景品、商品等のパッケージ及びこれらに準ずるもの

(アイコンの使用)

第3条 廃棄物の3Rの推進に取り組む県内の自治体、法人、団体及び事業者は、アイコンを使用することができる。

- 2 アイコンの使用については、許諾を要しない。ただし、収益を上げることが目的として作成し、若しくは提供される物品又はサービスにアイコンを使用する場合においては、あらかじめ、岩手県環境生活部資源循環推進課総括課長（以下「管理者」という。）に、協議するものとする。
- 3 アイコンの使用に当たっては、使用する者の名称（ロゴマークを含む。）を併記することができる。
- 4 管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用者にその是正を申し入れることができる。
 - (1) 岩手県の品位を傷つけ、又は「いわて三ツ星^{***}eco マナーアクション」の推進の妨げになるおそれがあるとき。
 - (2) 法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれがあるとき。
 - (3) 特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体を支援するものであるとき、又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれがあるとき。
 - (4) 「エコロル」のイメージを損なうおそれがあるとき。
- 5 管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、デザインの使用を禁止することができる。
 - (1) 前項の規定による申入れを行った後、是正される見込みがないと認めるとき。
 - (2) 前項各号に該当すると認める場合で、緊急を要するとき。

第4条 アイコンの使用は、無償とする。

(使用上の遵守事項)

第5条 アイコンを使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 「『いわて三ツ星[★][★][★]eco マナーアクション』実施中!～ご協力をお願いします～」の文字及び県章は、消さないこと。
- (2) 「エコロル」のメッセージは、所定のものを選択して使用すること。ただし、管理者の承認を得たものについては、この限りでない。
- (3) 「エコロル」のイラストについて
 - ア カラー表示する場合、色を変更しないこと。
 - イ 縦横の比率を変えないこと。
 - ウ バランスを変えないこと。
 - エ 原則として他の絵や文字を上重ねないこと。

(責任の制限)

第6条 使用者が、アイコンの使用によって、第三者との間に紛争を生じ損害の賠償又は損失の補償等を求められた場合でも、管理者は責任の一切を負わないものとする。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に管理者が定める。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月25日から施行する。